

## 外国送金を行うお客様への「受取人の実質的支配者」確認のお願い

平素、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊行では外国為替及び外国貿易法、外為検査ガイドライン（注1）に基づき、外国送金における最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと及び受取人（法人）の関係者（主な株主や取締役）および実質的支配者（注2）に北朝鮮居住者（個人・法人）がいないことの確認を行うこととなりました。

つきましては、下記のとおり外国送金時の必須事項および確認事項を追加したいと思いますので、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

**適用日：2020年12月1日（火）**

**適用内容：**

送金方法	必須事項および確認事項
窓口送金	1. 受取人の住所記入（必須事項） 2. 受取人が法人等の場合、当該受取人の実質的支配者が北朝鮮規制に該当しない旨の確認（確認事項）
送金カード	1. 送金カード申込時、受取人の住所記入（必須事項） 2. 受取人が法人等の場合、当該受取人の実質的支配者が北朝鮮規制に該当しない旨の確認（確認事項）
1Q Bank	1. 受取人が法人等の場合、当該受取人の実質的支配者が北朝鮮規制に該当しない旨の確認をポップアップ上で確認（確認事項） 2. 受取人の英文住所入力（必須事項）

（注1）平成28年2月19日付で講じられた北朝鮮に対する支払原則禁止措置のように、特定国（地域）に関する支払規制が行われている場合においては、送金取扱金融機関等は顧客の支払に係る仕向送金を取扱うに際して、当該支払規制に抵触するものか否か、**受取人に係る情報（名称、住所・所在地、実質的支配者）、被仕向銀行、送金目的その他の情報を把握（顧客の口頭による申告も含む。以下同じ。）し、確認を行う必要**がある。＜外国為替検査ガイドライン第2章2-7⑤特定国（地域）に関する支払規制への対応＞

（注2）**（1）特定国に主たる事務所を有する法人等が発行済株式総数の過半数以上を保有している場合、（2）役員**の過半数以上を特定国に住所等を有する者が占めている場合等、**受取人の意思決定に影響を及ぼすことができる立場にあるか否か、という基準**で判断

以上